

福島県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の任用に関する規則

令和2年1月24日

福島県後期高齢者医療広域連合規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)

第22条の2第1項及び福島県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年福島県後期高齢者医療広域連合条例第6号。以下「条例」という。)の規定に基づき、会計年度任用職員の採用に関し必要な事項を定めるものとする。

(採用の方法)

第2条 会計年度任用職員の採用は、法律に特別の定めがある場合を除く外すべてこの規則の定めるところにより選考によって行うものとする。

(選考により採用する職種)

第3条 選考により採用する職種及び判定する知識その他の能力の程度は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 行政事務 高等学校卒業の程度
- (2) 栄養士、保健師及び看護師 短期大学卒業の程度
- (3) 准看護師 高等学校卒業の程度

(選考の方法)

第4条 選考は、選考される者が、条例第5条第1項各号で規定する等級別基準職務表で定める基準となる職務又は職に係る能力及び適性を有するかどうかを、経歴、知識又は資格を有すること等を要件とする広域連合長が定める選考の基準に適合しているかどうかに基づいて判定するものとし、必要に応じ、筆記試験、口述試験その他の方法(以下「選考予備試験」という。)を用いることができる。

(任期)

第5条 会計年度任用職員の任期は、一会計年度を超えない範囲内で広域連合長が定めるものとする。

2 広域連合長は、会計年度任用職員の任期が一会計年度に満たない場合にあつては、採用した日から一会計年度を超えない範囲において、その任期を延長することができる。この場合において、広域連合長は、あらかじめ会計年度任用職員の同意を得なければならない。

3 広域連合長は、任期を満了した者から引き続いて新たな会計年度任用職員に採用することができる。この場合において、会計年度任用職員として引き続いた期間は、当初の採用した日から通算して3年を超えることができないものとする。

4 前項の規定により引き続いて採用される会計年度任用職員に係る能力の実証は、当該会計年度任用職員に対して実施した人事評価の結果をもってこれに替えることができる。

(選考の実施)

第6条 選考は、任用しようとする者についてその都度行うものとする。

2 広域連合長は、第4条で規定する選考予備試験を行う場合には、広域連合のウェブサイトへの掲載により告知するものとする。

3 前項の告知の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 選考しようとする職種
- (2) 選考の結果に基づいて採用された場合の初任給その他の給与
- (3) 受験資格
- (4) 選考予備試験の実施方法
- (5) 選考予備試験の実施時期及び試験地
- (6) 合格者の発表の時期及び方法
- (7) 受験申込みの手続
- (8) その他広域連合長が必要と認める事項
(採用の辞退及び延期)

第7条 採用内定者が採用を辞退しようとするときは、辞退の理由その他必要な事項を記載した書面を、速やかに広域連合長に提出しなければならない。

(条件付採用期間)

第8条 会計年度任用職員の採用は、その任命の日から起算して1か月間については、条件付のものとする。

2 前項の条件付採用期間の終了前に任命権者が別段の措置をしない限り、その期間が終了した日の翌日において、会計年度任用職員の任用は、正式なものとする。

(条件付採用期間の延長)

第9条 条件付採用期間の開始後1か月間において実際に勤務した日数が15日に満たない会計年度任用職員については、その実情に応じその日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長することができる。

(勤務条件の明示)

第10条 広域連合長は、この規則により採用された会計年度任用職員に対して、勤務条件を明示しなければならない。

2 前項の明示は、勤務条件通知書(別記様式)の交付により行うものとする。

(補則)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第10条関係)

勤務条件通知書

年 月 日	
様 福島県福島市中町8番2号 福島県後期高齢者医療広域連合長	
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第 号
職員の区分	会計年度任用職員

任 用 期 間	<p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで この間の 年 月 日までは条件付採用期間となり、この期間は延長される場合があります。</p>
	<p>同一会計年度内における任期の更新の有無</p> <p>() 更新はしません</p> <p>() 任期満了時の業務量及び従事している業務の進捗状況等に応じ、勤務実績、態度、能力等を考慮した上で、更新する場合があります</p>
再 度 の 任 用	
就 業 の 場 所	福島県後期高齢者医療広域連合事務局 課
従事すべき業務の内容	
始業及び終業の時刻、休憩時間並びに時間外勤務及び休日勤務の有無に関する事項	<p>1 始業及び終業の時刻 始業 (時 分) 終業 (時 分)</p> <p>2 休憩時間 (分)</p> <p>3 時間外勤務 有 ・ 無</p> <p>4 休日勤務 有 ・ 無</p>
勤務しない日	<p>1 週休日 (毎週 曜日) (振替：有)</p> <p>2 国民の祝日に関する法律による休日</p> <p>3 年末年始の休日 (12月29日から翌年1月3日まで)</p> <p>4 その他 ()</p>
休 暇	<p>1 年次有給休暇 (1) 繰越分 日 (2) 日 (任用時)</p> <p>2 その他の休暇 (1) 有給 (公民権行使、官公署への出頭、風水害等による被災、出勤困難、退勤途上、忌引休暇、結婚休暇、夏季休暇)</p> <p>(2) 無給 (産前、産後、保育時間、子の看護、短期介護、生理日の就業困難、妊産疾病、公務上の傷病、私傷病、骨髄等ドナー、介護休暇、介護時間)</p> <p>3 時間外勤務代休時間 無</p>
育 児 休 業 等	<p>1 育児休業 可 ・ 不可 備考 引き続き在職した期間が1年以上となる場合には、育児休業をすることができます。</p> <p>2 育児短時間勤務 可 ・ 不可</p> <p>3 部分休業 可 ・ 不可</p>

	備考 引き続き在職した期間が1年以上となる場合には、育児休業をすることができます。																										
給 与	1 給料の額 職 級 号給																										
	2 諸手当（時間外勤務手当及び休日勤務手当を除く。）の額又は計算方法 (1) 通勤手当 月額 円 (2) 期末手当 給料月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額																										
	3 時間外勤務及休日勤務に対して支払われる手当の割増率 (1) 時間外勤務																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3">区分</th> <th colspan="2">支給割合</th> </tr> <tr> <th colspan="2">月当たり</th> </tr> <tr> <th>60時間まで</th> <th>60時間超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">正規の勤務時間 間の割振り日</td> <td>5:00～22:00</td> <td>125/100</td> <td>150/100</td> </tr> <tr> <td>22:00～5:00</td> <td>150/100</td> <td>175/100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外の日</td> <td>5:00～22:00</td> <td>135/100</td> <td>150/100</td> </tr> <tr> <td>22:00～5:00</td> <td>160/100</td> <td>175/100</td> </tr> <tr> <td colspan="2">あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて割り振られた正規の勤務時間内の勤務</td> <td>25/100</td> <td>35/100</td> </tr> </tbody> </table>	区分		支給割合		月当たり		60時間まで	60時間超	正規の勤務時間 間の割振り日	5:00～22:00	125/100	150/100	22:00～5:00	150/100	175/100	上記以外の日	5:00～22:00	135/100	150/100	22:00～5:00	160/100	175/100	あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて割り振られた正規の勤務時間内の勤務		25/100	35/100
	区分			支給割合																							
				月当たり																							
			60時間まで	60時間超																							
	正規の勤務時間 間の割振り日	5:00～22:00	125/100	150/100																							
		22:00～5:00	150/100	175/100																							
	上記以外の日	5:00～22:00	135/100	150/100																							
22:00～5:00		160/100	175/100																								
あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて割り振られた正規の勤務時間内の勤務		25/100	35/100																								
(2) 休日勤務																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5:00～22:00</td> <td>135/100</td> </tr> <tr> <td>22:00～5:00</td> <td>160/100</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支給割合	5:00～22:00	135/100	22:00～5:00	160/100																					
区分	支給割合																										
5:00～22:00	135/100																										
22:00～5:00	160/100																										
4 支払方法 (1) 給 料 毎月 日 (2) 期末手当 月 日・ 月 日 (3) 通勤手当 支給単位期間に係る最初の月の給料支給日 (4) 時間外勤務手当及び休日勤務手当 勤務した月の翌月の給料支給日																											
5 支払い方法																											
6 給与支払時の控除（法令の規定に基づくものを除く。） 有（ ） ・ 無																											
7 昇給 有 ・ 無																											
退職に関する事	1 任用期間が満了した場合には当然に退職します。																										

<p>項</p>	<p>2 自己都合退職の手續 退職する 日以上前に届け出てください。退職の発令をもって退職します。</p> <p>3 免職の事由及び手續</p> <p>(1) 分限免職 次の場合のいずれかに該当するときは、福島県後期高齢者医療広域連合職員の分限の手續及び効果に関する条例の定めるところにより免職される場合があります。 ア 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務成績がよくない場合 イ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 ウ ア及びイのほかその職に必要な適格性を欠く場合 エ 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合</p> <p>(2) 懲戒免職 次のいずれかに該当するときは、福島県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の定めるところにより免職される場合があります。 ア 法律又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合 イ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 ウ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合</p> <p>4 定年制 なし</p> <p>5 その他の離職事由 (1) 死亡した場合 (2) 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する場合</p>
<p>退職手当</p>	<p>支給の有無 有 ・ 無 支給の時期は、原則として退職した日から1か月以内となります。</p>

	<p>退職後に次の条件を満たす場合には、求職活動をする間の生活の安定を図るために失業給付に相当する手当が支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 勤続期間が6月を超えて退職した職員であること。 ○ 退職手当の額が雇用保険法の失業等給付相当額に満たないこと。 ○ 原則として、退職の日の翌日から起算して1年の期間内に失業していること。 ○ 待機日数を超えて失業していること。
服 務	<p>任期中、以下の義務を負います。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地方公務員法第32条) (2) 信用失墜行為の禁止(同法第33条) (3) 秘密を守る義務(同法第34条) (4) 職務に専念する義務(同法第35条) (5) 政治的行為の制限(同法第36条) (6) 争議行為等の禁止(同法第37条) (7) 営利企業への従事等の制限
そ の 他	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会保険に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> () 厚生年金 () 協会けんぽ () 地方公務員共済組合 () 加入なし 備 考() 2 雇用保険に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> 有 ・ 無 備 考() 3 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項 <p>公務上の傷病については、「市町村議会その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」により補償されます。</p> <p>業務害の傷病については、加入する社会保険により傷病手当金等が支給されます。</p> 4 安全及び衛生に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> 健康診断(月) 5 休職に関する事項 <p>次の場合のいずれかに該当するときは、「福島県後期高齢者医療広域連合職員の分限の手續及び効果に関する条例」の定めるところにより、休職となる場合があります(地方公務員法第28条第2項)。</p>

	<ul style="list-style-type: none">○ 心身の故障のため、長期の休養を要する場合○ 刑事事件に関し起訴された場合 <p>6 その他</p> <p>公務のため旅行した際の費用については、「福島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例」の定めるところにより旅費を支給します。</p>
--	--